

壮瞥町告示第2号

令和5年壮瞥町議会第1回臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年1月25日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和5年2月1日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 議決事項の一部変更について

(2) 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算(第13号)について

(3) 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君
3番 佐 藤 忖 君
5番 山 本 勲 君
7番 毛 利 爾 君
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君
4番 加 藤 正 志 君
6番 真 鍋 盛 男 君
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和5年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年2月1日（水曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号ないし議案第3号について

○出席議員（８名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤忞君	5番	山本勲君
6番	真鍋盛男君	7番	毛利爾君
8番	森太郎君	9番	長内伸一君

○欠席議員（１名）

4番 加藤正志君

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君

会計管理者兼

小野寺寿勝君

税務会計課長

総務課長（兼）

庵匡君

企画財政課長

上名正樹君

企画財政課参事

市田喜芳君

住民福祉課長

阿部正一君

産業振興課長

木下薫君

商工観光課長

三松靖志君

建設課長

澤井智明君

生涯学習課長補佐

石塚季男君

選管書記長（兼）

庵匡君

農委事務局長

齋藤誠士君

監委事務局長（兼）

小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和５年壮瞥町議会第１回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
８番 森 太郎君 １番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第１号ないし議案第３号について

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第１号ないし議案第３号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（黒崎嘉方君） 令和５年第１回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第１号から議案第３号までの合計３件であります。その内容についてご説明いたします。
議案第１号 議決事項の一部変更について。

令和4年9月16日第3回定例会において議決を得た（議案第55号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「1億1,330万円」を「1億1,889万9,000円」に変更する。

本件につきましては、令和4年第3回定例会で議決を得た国道453号水道施設移設工事の工事請負契約について、国道453号道路改良工事の施工工程の変更により管路土工で掘削土量が増加したことや、既存道路の舗装版撤去工で実際の舗装厚が道路台帳図から採用した設計値よりも厚く舗装されていたことが現地調査で判明し、舗装版の撤去、積込み、運搬及び産廃処分量が増加したことなどから契約金額を変更するものであります。

2ページになります。議案第2号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）について。

令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額43億4,603万3,000円に歳入歳出それぞれ81万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,684万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。6ページになります。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で42万円の追加となります。児童手当事業になりますが、非被用者分児童手当で1名分18万円、次の被用者小学校修了前児童手当で2名分24万円について実績を見込んで計上するものであります。

土木費、水道費、水道費で39万6,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴い計上するものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で46万6,000円の追加となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で28万円の追加となります。非被用者児童手当負担金で12万円、被用者小学校修了前児童手当負担金で16万円を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で7万円の追加となります。非被用者児童手当負担金で3万円、被用者小学校修了前児童手当負担金で4万円を計上するものであります。

3ページの第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

7ページになります。議案第3号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

令和４年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額３億 ５, 794 万 １, 000 円から歳入歳出それぞれ 3, 158 万 1, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億 2, 636 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。13 ページになります。施設費、施設費、建設改良費で 3, 158 万 1, 000 円の減額となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設工事になりますが、北海道において令和４年度当初に計画していた道道洞爺湖登別線道路改良工事の施工延長が縮減されたことに伴い、町発注の水道施設移設工事についても当該道路改良工事の施工範囲や工程と調整しながら実施する必要があるため、施工延長等の整理をするものであります。

また、財源区分の変更になりますが、地方債で 1, 440 万円、その他（道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費）で 1, 757 万 7, 000 円をそれぞれ減額し、一般財源を 39 万 6, 000 円追加する整理をしております。

なお、本件につきましては、道路改良工事の施工の関係から年度内での完成が見込めないため、翌年度に繰り越すこととしております。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 39 万 6, 000 円の追加となります。

諸収入、雑入、雑入で 1, 757 万 7, 000 円の減額となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費を整理するものであります。

町債、町債、衛生債で 1, 440 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業の執行により整理をするものであります。

８ページの第１表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

９ページの第２表、繰越明許費では、施設費、施設費、道道洞爺湖登別線水道施設移設事業で 2, 615 万円となります。

10 ページの第３表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 3, 640 万円を限度額 1 億 2, 200 万円に変更するものであります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第３のうち、議案第１号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。
質疑を受けます。

８番、森太郎君。

○８番（森 太郎君） この事業については国道の改良に伴うということで、その辺は理解するのでございますけれども、先ほどの説明の中でちょっと疑問といいますか、施工工程の変更があって土量が増加した、それから舗装厚が変わったという説明がありましたけれども、この辺についての内容について詳しく説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

本工事につきましては、提案理由のとおり国道４５３号の道路改良工事の３工区における道路改良工事の指標となる水道施設の移設工事でございます。道路工事の施工範囲ですとか、工程の変更に道路工事が変わってしまうと、これによって水道施設の移設工事の工事内容も変更する場合もあるということで、今回はこれに該当いたします。道路工事でも現場の状況等によって当初計画していたとおりに工事が進まないということもございますので、その状況に応じた道路工事も対応するということになっております。今回も道路工事による影響、現場の不符号や工程調整により変更が生じたものでございます。

それで、具体的には水道工事の移設工事の始まりといいますか、起終点部分というのが町道の関内蟠溪線の白水橋付近を基点として水道を移設するのでございますが、その取付け道路の関係で当初は開発の道路整備するとともに、その取付け道路の施工もするという予定でございましたけれども、そういう予定だったので、道路工事の取付け工事をやるということで開発のほうで掘削して現況地盤が下がった状態から水道工事の移設する掘削が始まるという当初の設計をしておりました。ただ、その取付け道路の施工が開発の道路工事のほうでやらないということになりましたので、当初の現地盤から掘削しなければいけないということで、掘削する深さが深くなるということで、それに伴いまして土量が増えてしまうという区間が結構出てきたということでございます。

それと、舗装厚の関係でございますけれども、当初設計した当初は町の道路台帳に記載されております舗装厚を設計値として扱っておりまして、それが舗装厚が８センチということでしたので、その撤去に係る経費ということで当初は計上しておりましたけれども、実際現地で確認したところ過去に舗裝修繕等の関係でオーバーレイ、舗装をまた上にかぶせた維持修繕やったと思われます。そのような関係で実際は１２センチあったということになりますので、その分舗装を撤去しますよ、積み込みます、実際アスファルト廃材を処分するということになりますとトン数も増えてしまうということで、そのような増額が必要になったというものでございます。

ということで、これらの主な要因の精査により設計変更したというものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第2号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算（第13号）については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第3号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） まず、北海道におけるこの道道洞爺湖登別線の工事延長の縮

減ということが原因になっているわけですが、その原因は何なのかということ。それから、どのぐらいの距離が縮減されているのかということ、そして次年度にも翌年度繰越しも行いますが、全体の工期そのものもどのぐらい延びていくのかということを確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、道道洞爺湖登別線の令和4年度事業の事業を縮減した理由につきましては、我々も確認したところ単年度事業費の予算の関係で縮減された内容につきましては一部道路沿いの擁壁工事がございまして、そちらに係る事業費が当初想定していたものよりも結構増額になるというお話で、その部分についてはちょっと先送りするという説明を受けまして、当然水道施設の移設対象だったので、その範囲も町の水道施設もされるというものでございまして、その擁壁の区間が大体120メートルぐらいです。その分が縮減したというふうに聞いております。

その後、今後の全体的な工程といいますか、スケジュールにつきましては令和5年度に今回縮減された部分については施工するというふうに聞いておりますが、何メートルぐらいできるかというのはまだ把握はしておりませんが、おおよそ多分先ほど言っていた120メートルの擁壁関係が絡むところを令和5年度に施工するのではないかと考えております。

それと、全体の工程ですが、洞爺湖登別線のいわゆるサンパレス工区と言われているところにつきましては、全体で1,450メートルございまして、令和2年度から水道移設工事等々を始めているところでございますけれども、現在その1,450メートルのうち令和5年度施工が終わったとして、残る部分が530メートルほどございます。その530メートルにつきましては、北海道の話では令和5年度まで施工する部分で事業を一度完了させて6年度中に新たに事業要望、事業採択を受けるという予定をしているようでございます。それで、工事着手するのは令和7年度から、そういうふうに聞いております。

事業要望に当たっては、単年度で施工したいということで要望する予定ということでございますけれども、こちら予算の配分等々によっては、もしかしたら複数年になるかもしれないというふうなお話は聞いております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和4年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年壮瞥町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前10時21分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員